

5(2) 愛媛県男女共同参画推進条例

公布 平成14年 3月26日 条例第10号

改正 平成16年12月24日 条例第47号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条—第16条）

第3章 男女共同参画を推進するための体制（第17条—第23条）

第4章 苦情等の処理（第24条・第25条）

第5章 愛媛県男女共同参画会議（第26条）

第6章 雑則（第27条）

附則

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会の取組と連動して、男女平等の実現に向けて法制度の整備を中心とした各種の取組がなされてきた。

愛媛県においても、国際社会や国内の動向を踏まえつつ、女性の地位向上と社会参加の促進に向けた様々な取組が進められてきたが、性別による固定的及び差別的な役割分担意識やそれに基づく慣行は、依然として社会に根強く残っており、性に起因する暴力や不利益な取扱いなど男女平等の実現を阻む多くの課題が各分野に存在している。

一方、少子高齢化の急速な進展などの社会環境の大きな変化に対応し、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮して、社会のあらゆる分野に対等な構成員として参画し、共に責任を分かち合う男女共同参画社会を実現することが重要な緊急の課題となっている。

このため、男女の人権が共に尊重される社会づくりを基礎として、性別による役割分担意識の解消を図り、併せてそれに基づく社会慣行を是正するとともに、政策又は方針の決定過程に共同して参画する機会の拡大や家庭生活における活動とその他の活動との両立の支援などの取組を総合的かつ計画的に進めていく必要がある。

このような現状にかんがみ、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、農林水産業の従事者が多いことなどの愛媛県の地域特性に配慮しつつ、県民、事業者、市町及び国との連携と協働の下に、男女共同参画社会の早期の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- (3) セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反する性的な言動をとることにより当該者の生活、教育、就業等における環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 夫婦間、恋愛関係にある男女間その他親密な関係にある男女間で行われる暴力的行為（身体的な苦痛又は著しい精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。）をいう。

（基本理念）

- 第3条** 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別による固定的な役割分担意識にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。
 - 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
 - 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての責務を円滑に果たし、かつ、当該活動と家庭以外の職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立して行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
 - 5 男女共同参画は、経済活動の分野において、男女が均等な就業環境の下で、労働、生産、経営等に協働して取り組むことを旨として、推進されなければならない。
 - 6 男女共同参画は、学校教育及び生涯にわたる社会教育の分野において、主体的に学び、考え、及び行動することのできる自立の精神と男女平等の意識が育まれることを旨として、推進されなければならない。
 - 7 男女共同参画は、生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、推進されなければならない。
 - 8 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画は、広く世界に向けた視野に立って推進されなければならない。

（県の責務）

- 第4条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町及び国と相互に連携して取り組むよう努めるものとする。

（県民の責務）

- 第5条** 県民は、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職域における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる就業環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、事業活動において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

（性別による権利侵害等の禁止）

第7条 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由として直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンスを始めとする男女共同参画を阻害する暴力的行為を行ってはならない。

4 県は、前3項の規定に違反する行為による被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うものとする。

（情報の公表に際しての留意）

第8条 何人も、情報を公表するに当たっては、性別による差別若しくは固定的な役割分担又は異性に対する暴力的行為を助長し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

2 何人も、不特定多数の者に表示する情報において過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（基本計画）

第9条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くとともに、愛媛県男女共同参画会議に諮問するものとする。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（積極的改善措置）

第10条 県は、県民、事業者及び市町が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の支援を行うものとする。

2 県は、審議会等の附属機関その他これに準ずるものの構成員を委嘱し、又は任命する場合は、積極的改善措置を講ずることにより男女の構成員数の均衡を図るよう努めるものとする。

（農林水産業等の分野における環境整備）

第11条 県は、農林水産業及び自営の商工業等の分野において、男女が主体的に能力を十分に発揮し、対等な構成員として経営その他方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保される社会を実現するため、家庭、職域及び地域における性別による固定的な役割分担意識の解消その他の必要な環境整備を行うものとする。

（調査研究）

第12条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行うものとする。

（広報活動及び教育分野における措置）

第13条 県は、広報活動等の充実により、男女共同参画に関する県民及び事業者その他の民間の団体（以下「県民等」という。）の関心と理解を深めるよう努めるとともに、学校教育及び社会教育の分野において、男女共同参画を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（県民等に対する支援）

第14条 県は、県民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 県は、男女共同参画社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

（年次報告）

第16条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況を明らかにした報告書を作成し、及び公表するものとする。

第3章 男女共同参画を推進するための体制

（財政上の措置等）

第17条 県は、男女共同参画を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（総合的な拠点施設の設置）

第18条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに県民等及び市町による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

（県と市町との協働）

第19条 県は、市町が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町に対し、県と協働して男女共同参画の推進に関する施策を実施すること及び県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。

（事業者からの報告等）

第20条 知事は、男女共同参画の推進に関し必要があると認める場合は、事業者に対し、男女共同参画の状況その他の必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況その他の事項を取りまとめ、公表することができる。
- 3 知事は、第1項の報告に基づき、事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずることができる。

（県民等からの意見の申出）

第21条 県民等は、男女共同参画の推進に必要な事項に関し、知事に対し、意見を申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の申出を受けた場合において、必要があると認めるときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

（男女共同参画推進週間）

第22条 男女共同参画の推進について、県民等の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進週間を設ける。

- 2 男女共同参画推進週間は、6月17日から23日までとする。

（推進体制の整備）

第23条 第17条から前条までに定めるもののほか、県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な推進体制を整備するものとする。

第4章 苦情等の処理

（愛媛県男女共同参画推進委員）

第24条 県民等からの次条第1項の申出を適切かつ迅速に処理するため、愛媛県男女共同参画推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。

- 2 推進委員の数は、3人以内とする。
- 3 推進委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 4 推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 知事は、推進委員が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その意に反して罷免することができない。
 - （1）心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき。
 - （2）職務上の義務違反その他推進委員たるに適しない非行があると認めるとき。
- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、推進委員に関し必要な事項は、知事が定める。

（苦情及び人権侵害の申出）

第25条 県民等は、次に掲げる場合には、推進委員にその旨及び改善すべきとする事項を申し出ることができる。

- （1）県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策（以下「県の施策」という。）について苦情がある場合
- （2）性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害が生じた場合

- 2 推進委員は、前項の申出があった場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事務を行う。
 - (1) 前項第1号に掲げる場合における申出があったとき 必要に応じて、県の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うこと。
 - (2) 前項第2号に掲げる場合における申出があったとき 必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うこと。
- 3 前項第1号の勧告等を受けた機関は、当該勧告等に適切かつ迅速に対応するとともに、その状況を速やかに推進委員に報告するものとする。
- 4 推進委員は、第2項第2号の助言、是正の要望等を行った関係者に対し、当該助言、是正の要望等への対応の状況について報告を求めることができる。
- 5 推進委員は、第2項に規定する事務の処理の状況及び前2項の規定により報告を受けた対応の状況について、必要に応じて関係する県の機関その他の機関に通知するとともに、個人に関する情報の保護に十分配慮した上で、公表するものとする。

第5章 愛媛県男女共同参画会議

第26条 男女共同参画の推進に関し、次に掲げる事務を行わせるため、愛媛県男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）を置く。

- (1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を審議すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況について、必要に応じて、調査し、及び知事に意見を述べること。
- 2 参画会議は、委員21人以内で組織する。
- 3 委員は、男女共同参画の推進に関し学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。
- 4 第24条第4項の規定は、委員について準用する。
- 5 第2項から前項までに定めるもののほか、参画会議の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第6章 雑則

（委任）

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成16年12月24日条例第47号）

この条例は、平成17年1月16日から施行する。